

東京都PCB廃棄物処理計画の改定について

1 東京都PCB廃棄物処理計画とは

- PCB特別措置法に基づき平成17年10月に策定（必要に応じて複数回改定）
- ✓PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、以下に掲げる事項を記載
 - ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量等及び処分量の見込み
 - ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項

2 東京都PCB廃棄物処理計画の改定（主なポイント）

- ① 令和4年5月、国によるPCB廃棄物処理基本計画の変更に伴い、本計画を改定する。
⇒ 今後発見されるかもしれない高濃度PCB廃棄物を事業終了準備期間を活用して処理することを明記（国のPCB廃棄物処理基本計画（令和4年5月31日変更）を反映）
- ② 都内におけるPCB含有機器等の保管量及び使用量について、直近のデータに更新

※ 改定の時期：令和5年2月

【参考】東京都PCB廃棄物処理計画の記載事項（目次）

序 章

第1章 基本事項

- ・ 目的、位置付け、対象区域、対象物、処分先及び計画期間、その他

第2章 PCB廃棄物の保管量、PCBを含む電気機器の使用量及びPCB廃棄物の処分見込量

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項

- ・ PCB廃棄物の処理の体制の現状
- ・ PCB廃棄物の処理施設の整備に関する事項及び広域的な処理の体制に関する事項
- ・ PCB保管事業者等及び行政の役割

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する事項

- ・ PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するための都及び八王子市が実施する監視、指導その他の措置について
- ・ 関係地方公共団体との連携について
- ・ PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な都民、PCB保管事業者等の理解を深めるための方策について

都のPCBに関するホームページ：https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/pcb/

【参考】国のPCB廃棄物処理基本計画の変更に伴う都の計画の改定箇所について

表1 PCB廃棄物の処分先及び計画期間（一部抜粋。赤字が修正・改定箇所）

		処分先	計画期間
高濃度PCB廃棄物			
高圧トランス、高圧コンデンサ等	JESCO 東京PCB廃棄物処理施設	<計画的処理完了期限> 令和5年3月31日 <事業終了準備期間(注5)> 令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで	
安定器等・汚染物	JESCO 北海道PCB廃棄物処理施設	<計画的処理完了期限> 令和6年3月31日 <事業終了準備期間(注5)> 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	

注5 国の「PCB処理基本計画」で設けられている、現時点で推計される発生量に含まれない廃棄物の処理、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための期間等を勘案し、計画的処理期限の後に設けられる事業終了準備期間をいう。各事業における処理対象物の処理完遂に向けて、今後の処理の見通しを踏まえ、事業終了準備期間も活用して処理を実施することになる。

【参考】国のPCB廃棄物処理基本計画の変更について（環境省ホームページより）

環境省報道発表

2022年05月31日

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更等について

1. ポリ塩化ビフェニル（PCB）を高濃度に含有する廃棄物について、必要な期間の処理の継続及び広域処理の実施を目的とし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」といいます。）を変更（閣議決定）しました。
2. 令和4年4月14日（木）から同年5月13日（金）まで行っておりました、基本計画の変更案に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果を公表しました。

■ 基本計画の変更について

（1）変更内容

計画的処理完了期限に加えて2年程度の処理期間が必要と見込まれる高濃度PCB廃棄物について、事業終了準備期間も活用し処理を行うこととしました。

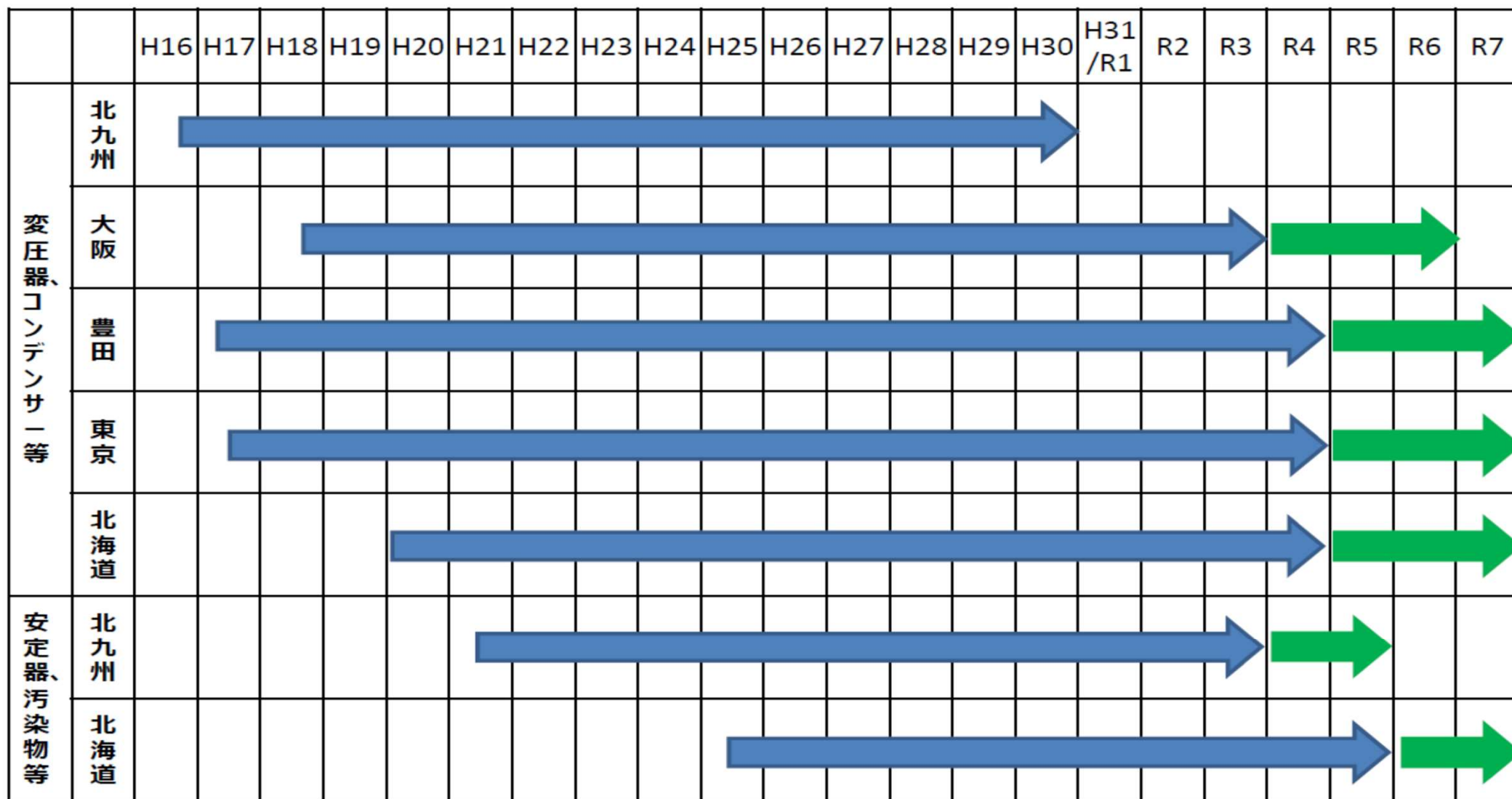
事業終了後に発覚した北九州事業対象地域の変圧器・コンデンサー等について、大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施することとしました。

（2）施行期日

施行期日は閣議決定日（令和4年5月31日）になります。

【参考】高濃度PCB廃棄物の処理スケジュール

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改定についての説明資料を抜粋(令和4年6月環境省作成)



※最上横列は年度を示す。

→ 計画的処理完了期限 → 事業終了準備期間